

第4次鉾田市行政改革大綱



茨城県鉾田市

令和 6 年 3 月

目 次

I 銚田市の行政改革の基本的な考え方	1
1 これまでの取組と行政改革の必要性	1
2 計画期間	8
3 実施計画の策定	8
4 数値目標	8
5 計画の推進体制と公表	8
II 基本理念	9
未来を培う「市民協働」とみんなの「想い」をつむぐ行財政運営	
III 基本方針	9
方針1 市民ニーズに応える時代を捉えた行政運営	9
方針2 人口減少を見据えた健全な行財政運営	9
方針3 「自助・共助・公助」を基調とした市民協働のまちづくり	10
方針4 市民から信頼される組織運営と人材育成	10
IV 重点目標及び推進項目	10
方針1 市民ニーズに応える時代を捉えた行政運営	10
重点目標（1）自治体 DX を活用した行政運営の推進	
重点目標（2）行政サービスの向上及び事務事業の効率化の推進	
方針2 人口減少を見据えた健全な行財政運営	11
重点目標（1）行政運営のスリム化及び広域化の推進	
重点目標（2）財政の健全化の維持	
方針3 「自助・共助・公助」を基調とした市民協働のまちづくり	12
重点目標（1）市民協働のまちづくりの推進	
重点目標（2）市民協働のための情報発信の強化	
方針4 市民から信頼される組織運営と人材育成	13
重点目標（1）効率的な組織運営及び職場環境の充実	
重点目標（2）職員能力及び資質の向上	

I 鉾田市の行政改革の基本的な考え方

1 これまでの取組と行政改革の必要性

(1) 合併後における行政改革の取組

本市は、これまで独自の行政、歴史・文化を歩んできた旧 3 町村（旭村・鉾田町・大洋村）が、住民サービスの維持・向上、行財政の効率化を図りながら、これからの地方分権（※1）型社会を生き抜くために、いかに行政基盤の強化を図っていくか、その手段として最大効果の行政改革と言われる市町村合併を選択し、平成 17 年 10 月、鉾田市としてスタートしました。

そして、「鉾田市まちづくり計画」に掲げるまちづくり『いのち』と『くらし』の先進都市」を実現するため、合併による特例措置や合併補助金等の支援制度を有効に活用しながら、新しい視点に立って不断に行政改革に取り組んでいく必要があるとの観点から、平成 18 年 3 月に「第 1 次鉾田市行政改革大綱」（平成 18 年度から平成 22 年度、東日本大震災により平成 25 年度まで延長）を策定するとともに、同大綱の推進項目を着実に推進するため、集中改革プランを策定しました。

第 1 次鉾田市行政改革大綱では、「スリムで質の高い行政運営システムの構築」、「自立性が発揮できる行政体制の確立」、「地域との協働によるまちづくりの推進」、「分権型社会に対応した経営・財政運営の推進」を方針とし、経費の削減や組織・機構の見直し、職員定数の削減等に取り組み、コストに対する職員の意識改革を図ってきました。

次に、行財政改革を推進し、市政運営全般の「説明責任」を果たすことにより「透明性」「公平性」を確保しながら、市民と行政が協働することにより、市民ニーズや地域課題を発掘・発見し、必要とされる新たな公共サービスの創出や課題解決に結びつけていくとともに、政策の「選択」と経営資源の「集中」の理念に基づき、必要とされる行政サービスを選択して提供していくことを目的に、平成 25 年 8 月に「第 2 次鉾田市行政改革大綱」（平成 26 年度から平成 30 年度）を策定するとともに、同大綱の推進項目を具体的かつ着実に推進するため、行政改革推進プランを策定しました。

第 2 次鉾田市行政改革大綱では、『選択と集中』による効率的・効果的な行政の推進、「地方分権時代に対応した体制整備と職員の意識改革」、「市政に多様性と創造性をもたらす市民との共生・協働」、「質の高い市民サービスの提供」を方針とし、職員定数の大幅な削減や鉾田学校給食センターの調理業務の民間委託等アウトソーシングの推進などを進め、徹底的に義務的経費を縮減し、各基金を積み立てるなど財政健全化に努めるとともに、窓口業務の改善などにより、市民サービスの向上を図ってきました。

さらに、行財政改革を推進し、地方分権型社会及び人口減少社会の中で、多様化する市民ニーズを的確に捉え、市民満足度を高めること、持続可能な行財政運営のための財政の健全化、魅力的なまちづくりを推進するための市民協働を目的に、平成 31 年 3 月に「第 3 次鉾田市行政改革大綱」（平成 31 年度から平成 35 年度）を策定するとともに、同大綱の推進項目を具体的かつ着実に推進するため、行政改革推進プランを策定しました。

第 3 次鉾田市行政改革大綱では、「市民ニーズに対応した行財政運営の推進」、「市民の信頼に応える組織と職員の意識改革」、「『自助・共助・公助』の確立によるまちづくりの推進」を方針とし、職員定数の適正管理、公共施設等個別施設計画に基づく効率的な施設運営、徹底的な義務的経費の縮減による財政健全化に努めるとともに、各種業務システムの導入等により、市民サービスの向上を図ってきました。

なお、その推進にあたっては、庁内の「鉾田市行政改革推進本部」が主体となり、大綱の着実な推進を図ってきました。また、必要に応じ市議会において説明をするとともに、実施状況について市ホームページ等を通じて市民に公表し、計画の実効性及び透明性を確保しながら行政改革に取り組んできました。未実施や未達成の項目（事業）はあるものの、多くの項目（事業）において一定の成果を得ることができました。

（２）本市の現状

＜人口＞

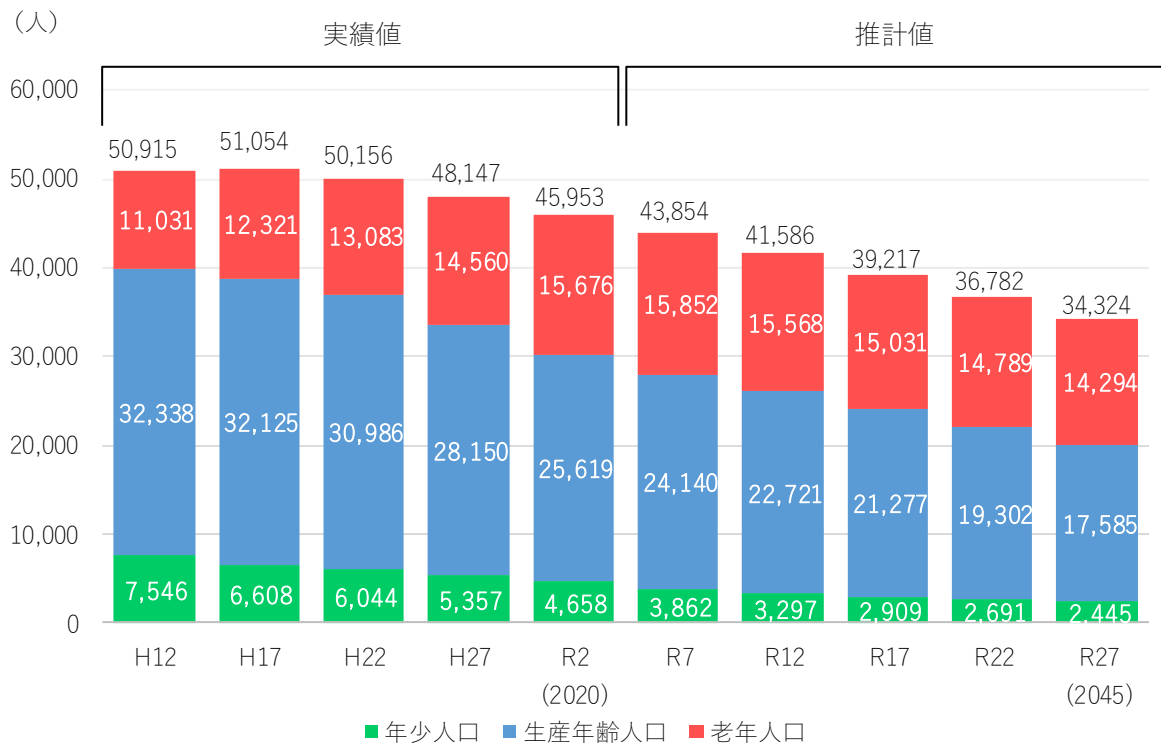
本市の人口は、平成 17 年（2005 年）の 51,054 人をピークに減少傾向が進み、令和 2 年（2020 年）国勢調査では 45,953 人となっています。また、人口減少と併せて少子高齢化が進行しており、年少人口、生産年齢人口の減少が顕著になっています。

国立社会保障・人口問題研究所の令和 5 年推計によると、令和 27 年（2045 年）には総人口は 34,324 人、年少人口は 2,445 人、生産年齢人口は 17,585 人、老年人口は 14,294 人となり、令和 2 年と比較して、総人口は 3 割程度減少する見込みです。

本市の出生数についても、市町村合併後の平成 18 年（2006 年）をピークに減少傾向となっており、令和 4 年（2022 年）においては、ピーク時の半数以下の 198 人と 200 人を割る事態に至りました。

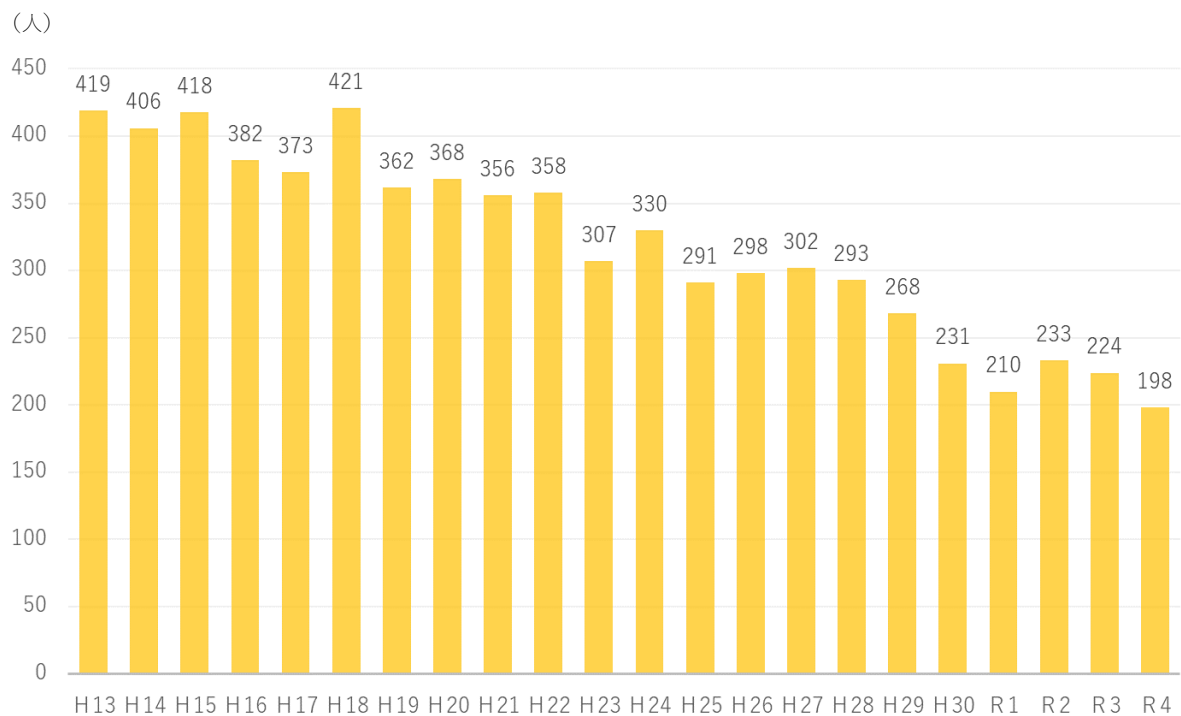
今後も人口減少対策を積極的に講じていきますが、この減少傾向に歯止めをかけることは困難な状況となっています。

【本市の総人口の推移】



(国立社会保障・人口問題研究所の「日本の地域別将来推計人口」に基づく数値)

【本市の出生数の推移】



<財政状況>

本市の財政状況について、健全化判断比率（※2）（実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率）のうち、実質公債費率はやや上昇傾向にあるものの、いずれも健全に推移しており、現在は健全な財政状況を保っています。

しかし、今後の歳入においては、人口減少に伴う市税の減少や普通交付税の算定項目（特に人口）への影響が懸念されます。

本市の歳入における財政構造は、市税を主とした自主財源に乏しく、地方交付税や国県支出金、市債に依存したものとなっています。また、令和4年度決算では、市税が54億4,079万円と前年度比で2億6,463万円（5.1%）の増となりましたが、普通交付税は市民税や固定資産税が増加した影響等により前年度比で1億4,696万円の減となり、歳入全体に占める市税などの自主財源の割合は36.4%となっています。

歳出においては、令和4年度決算において、各施設の電気料や農産物価高騰対策支援金の増加等による物件費、補助費の増加や長期債元金の増加による公債費が増加した一方、子育て世帯への臨時特別給付金にかかる扶助費や大洋中学校区統合小学校整備事業の完了による投資的経費の減少により、決算規模としては前年度比24億5,597万円（9.7%）の減となりました。

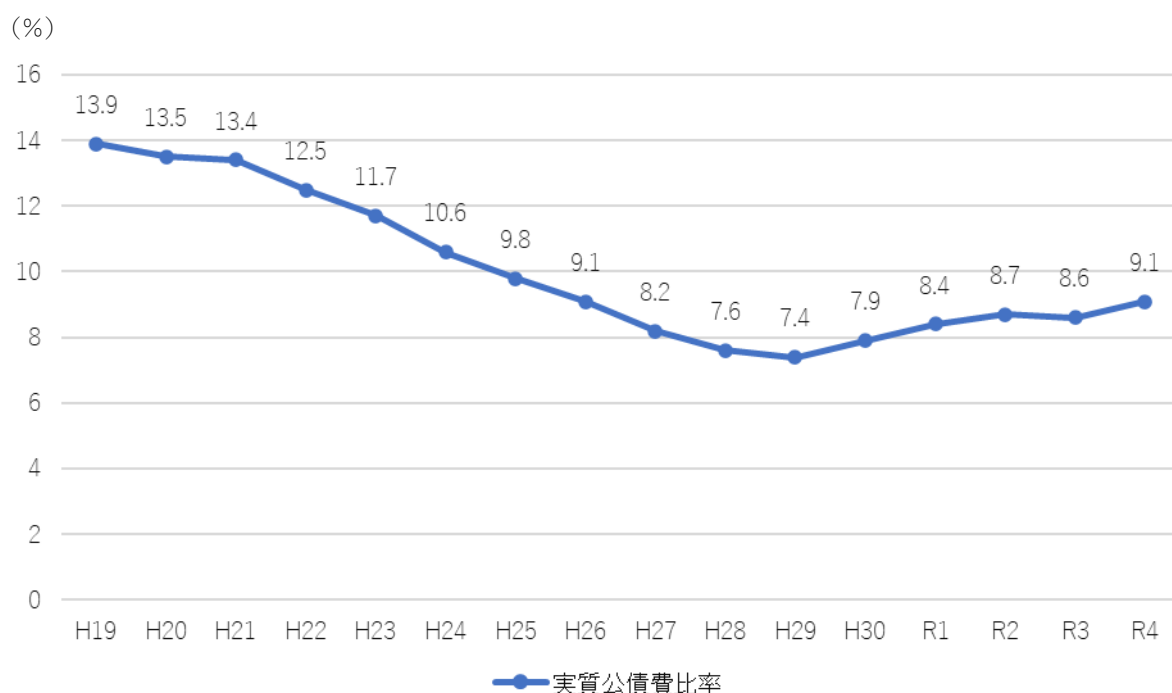
今後の見通しでは、老年人口が令和7年にかけて増加し、その後は高止まりが予想されていることから、扶助費や介護保険特別会計繰出金、後期高齢者医療特別会計繰出金の増加が見込まれます。また、物価高騰、賃金上昇の影響に伴う経費全般の上昇が引き続き懸念され、人件費、公債費など義務的経費の増加に加え、公共施設の老朽化に伴う維持管理費の増加や更新・改修の集中による経費の増加が見込まれます。さらには、旭中学校区統合小学校、新ごみ処理施設及び新庁舎・公共施設等整備などの大型事業に伴う財政支出の増加が見込まれます。

【財政健全化比率】

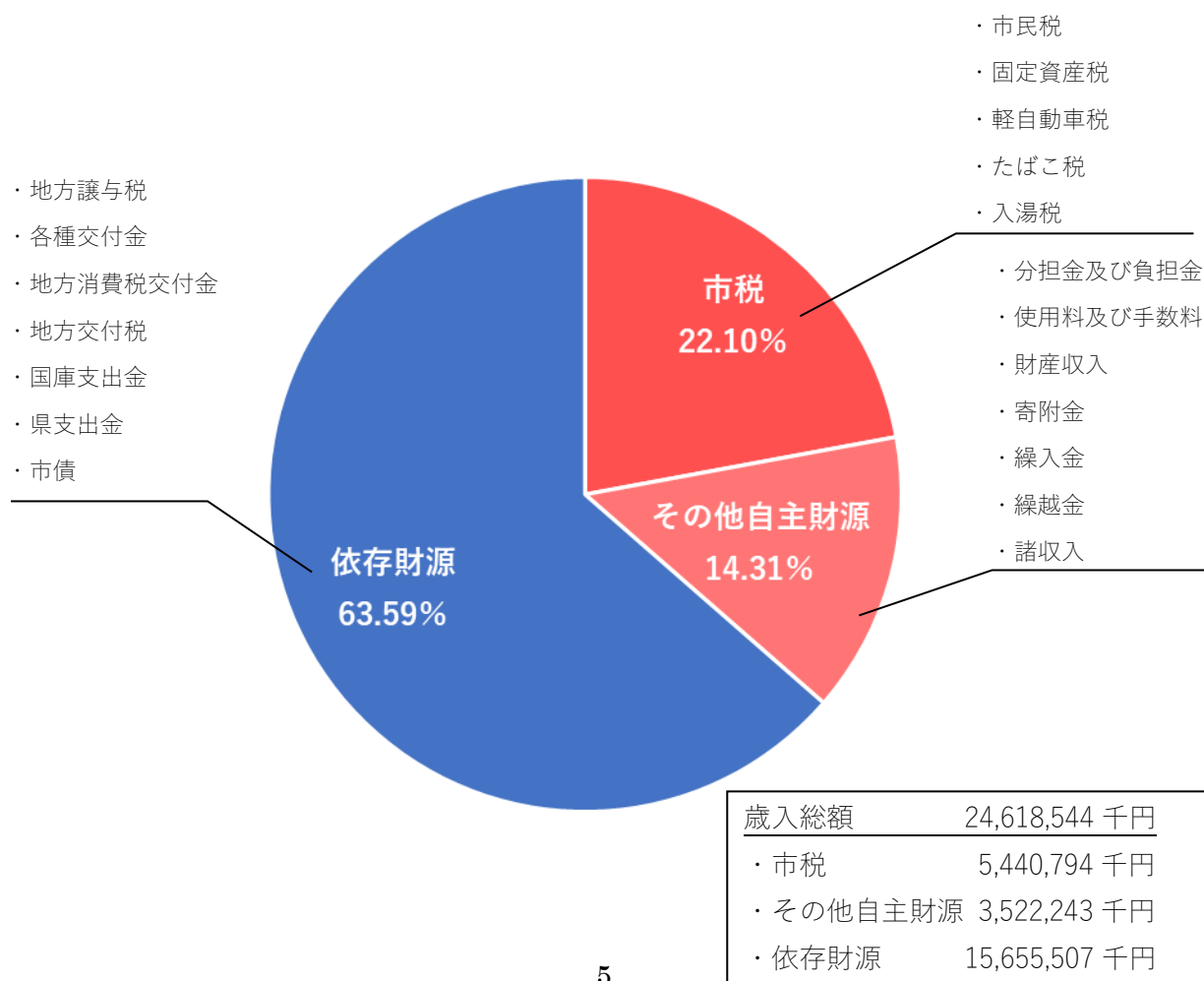
(%)

	平成 19年度	平成 24年度	平成 29年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	早期健全化 基準(R4)	財政再生 基準(R4)
実質赤字比率	-	-	-	-	-	-	-	12.92	20.00
連結実質赤字比率	-	-	-	-	-	-	-	17.92	30.00
実質公債費比率	13.9	10.6	7.4	8.4	8.7	8.6	9.1	25.0	35.0
将来負担比率	159.2	48.0	-	-	-	-	-	350.0	

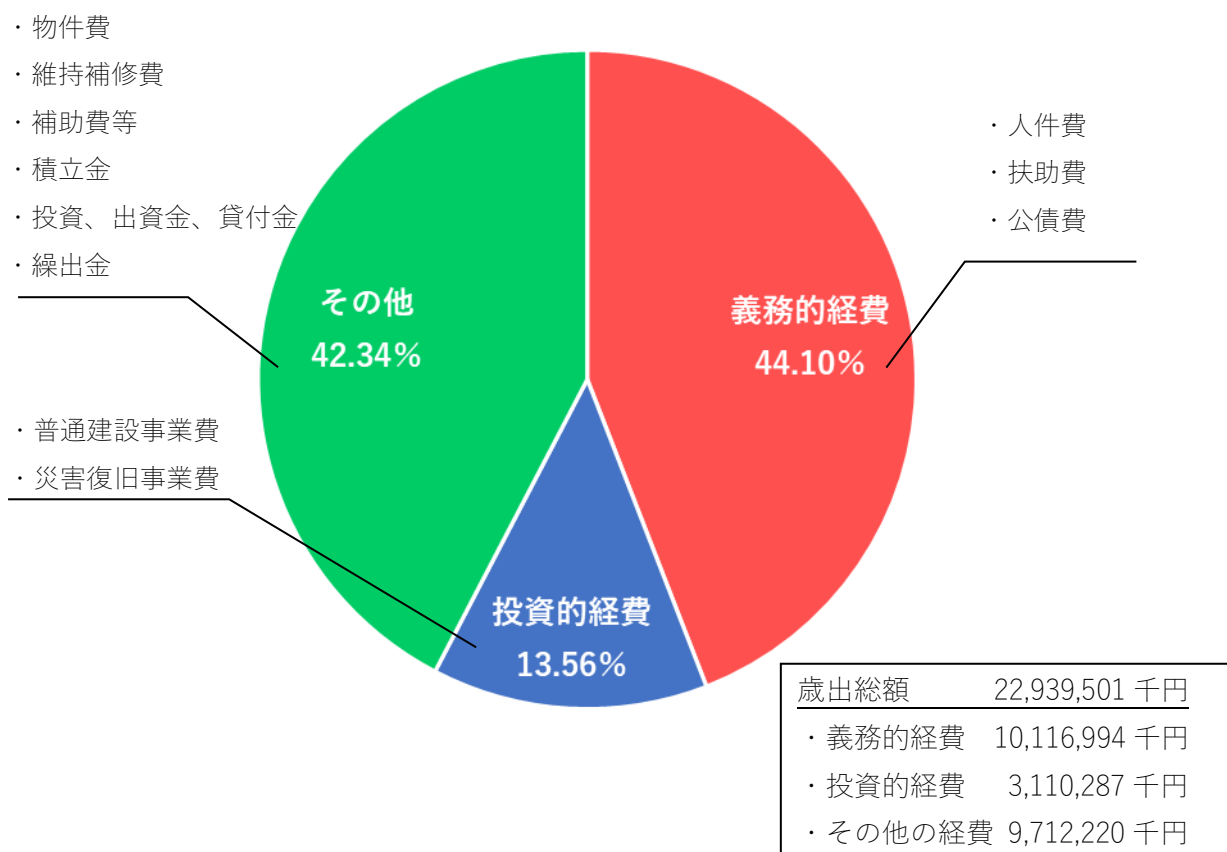
【実質公債費比率の推移】



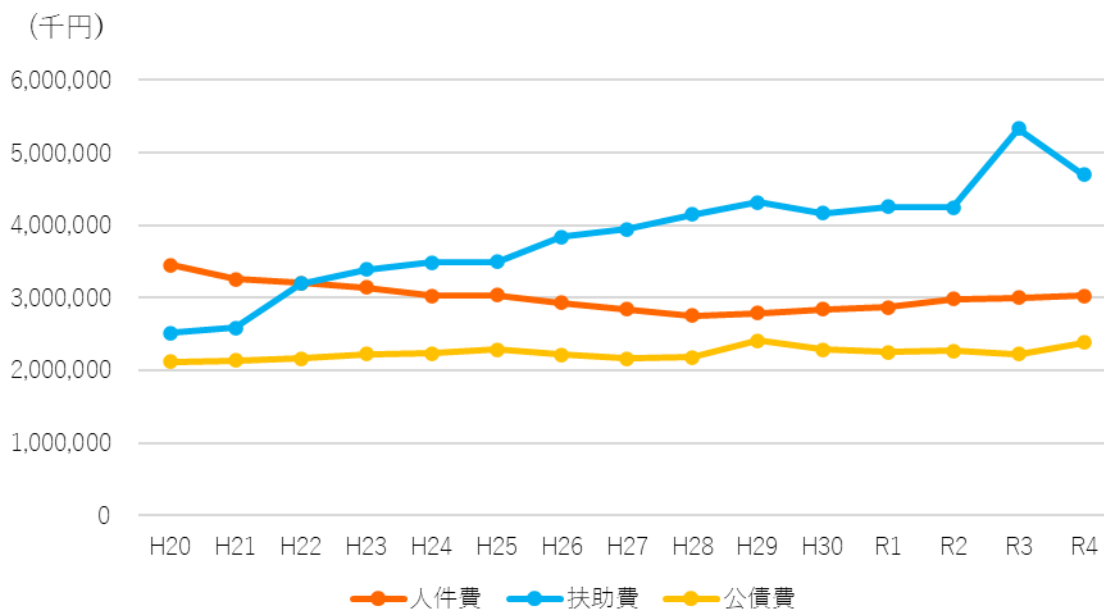
【令和4年度一般会計 歳入構成比】



【令和4年度一般会計 歳出構成比（性質別）】



【歳出のうち義務的経費の推移】



<社会情勢>

近年の社会情勢は、IT 技術の急速な進化、新型コロナウイルス感染症の影響及び異常気象などによって世界的にも変化の度合いが高まり、取り巻く環境の複雑さが増すとともに将来の予測が困難な状況にあることから「VUCA 時代」（「Volatility（変動性）」「Uncertainty（不確実性）」「Complexity（複雑性）」「Ambiguity（曖昧性）」の4つの単語をとった造語）と認識されています。VUCA 時代においては、複合的な要因が重なり、既存の価値観や様々なスタンダードなどが通用しないため、これまでにない大きな変革が見込まれます。

また、令和元年度末からの新型コロナウイルス感染症の影響により、これまでの社会のあり方が大きく変革し、Society5.0（※3）や自治体 DX（※4）の推進など情報技術の革新による新たな取組が求められています。さらには、SDGs（持続可能な開発目標）（※5）に向けた取組やカーボンニュートラル（※6）の推進など世界的なニーズへの対応も求められており、地方自治体が取組みなければならない課題は山積しています。

（3）行政改革の必要性

鉾田市誕生以後これまで、不断の行政改革により財政の健全化や市民満足度の向上に取り組み、本市の行財政運営においては一定の成果を得ることができました。

しかし、将来に目を向けると、人口減少が地域経済に与える影響は甚大であり、今後税収等の歳入が減少し、現行と同水準の行政サービスや公共事業を維持していくことが難しい状況になると予想されます。その上で、未来への投資につながる政策を行うため、一定の財政支出が必要である一方で、将来を見据えた持続可能な行財政運営を維持するため、行政サービスの更なるスリム化（効率化）が必要となります。

また、コロナ禍以降、新型コロナウイルス感染症及び物価高騰対策等により大胆な財政出動を行ってきましたが、今後は国も地方財政の歳出構造を平時に戻すとしていることから、より一層の財政規律の堅持が必要となります。将来に渡り、安定した行財政運営を行うためには短期的視点だけではなく、長期的視点においても現在の財政状況を維持していくことが必要不可欠となります。

このことから、平成29年3月に策定した「第2次鉾田市総合計画」を踏まえつつ、人口減少が進行する中で、限られた財源と人的資源を有効活用し、社会情勢の大きな変革や多様化する市民ニーズへ対応しながら、将来を見据えた持続可能な行財政運営を行うため、「第4次鉾田市行政改革大綱」を策定し、行政サービスのスリム化（効率化）の推進及び社会情勢の変化と市民ニーズに応える行政サービスの向上に取り組みます。

2 計画期間

この大綱の計画期間は、令和6年度（2024年度）から令和9年度（2027年度）までの4年間とします。ただし、社会情勢の変化等に応じて、必要な時点で見直し、他の計画との整合性を図るものとします。

	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	
総合計画			第1次（H19～H28）										第2次（H29～R8）												
基本計画			前期基本計画 （H19～H23）					後期基本計画 （H24～H28）					前期基本計画 （H29～R3）					後期基本計画 （R4～R8）							
まち・ひと・しごと 創生総合戦略											第1期 （H27～R1）			第2期 （R2～R6）											
行政改革大綱			第1次 （H18～H25）							第2次 （H26～H30）						第3次 （R1～R5）					第4次 （R6～R9）				
行政改革推進プラン （集中改革プラン）			集中改革プラン （H18～H25）							行政改革推進プラン （H26～H30）						行政改革推進プラン （R1～R5）					行政改革推進プラン （R6～R9）				

3 実施計画の策定

この大綱の推進項目を具体的かつ着実に推進するため、実施計画（行政改革推進プラン）を策定します。

4 数値目標

行政改革を着実に推進するためには、定量的な目標を設定することが重要です。

このため数値目標として設定することが可能な項目については、できる限り実施計画（行政改革推進プラン）において設定します。

5 計画の推進体制と公表

市議会をはじめ、広く市民の理解と協力のもとに、この大綱及び実施計画（行政改革推進プラン）に基づく行政改革を着実に推進するため、行政改革の推進状況や成果について、庁内の「銚田市行政改革推進本部」等に適時報告し、様々な立場と観点から意見を求めるとともに、市の広報紙やホームページ等を通じて公表し、計画の実効性及び行政の透明性を確保します。

Ⅱ 基本理念

これまで、本市においても行政改革を遂行し、行財政運営の適正化を図ってきましたが、これからの地方分権型社会及び人口減少社会がますます進行する中で、持続可能な自治体経営のための行財政運営の実現が不可欠となります。そのためには、今後行政サービスのスリム化（効率化）は喫緊の課題であり、人口減少を見据えた行財政運営のための基盤づくりに着手しなければなりません。

一方で、コロナ禍を経て、急速にデジタル化が進んだことなどにより、さらに多様化する市民ニーズを的確に捉え、市民の満足度を高めながら、市民サービスの向上を図ることも不可欠となります。

これらを進める上で、運営を担う組織の体制、職員の意識及び資質向上は当然必要となります。職員一人ひとりが持続可能な自治体経営のために、今を取り巻く課題に向き合い、解決していかなければなりません。また、課題解決のためには行政の力だけでなく、市民と行政が相互理解のもと、それぞれの役割と責任を担いながら協働していく必要があります。

このような観点から、行政サービスのスリム化（効率化）の推進と市民サービスの向上を図りつつ、未来を見据えた市民協働と効率的で質の高い市政の実現を図るため、そして、第3次鉾田市行政改革大綱からの継続と更なる発展を目指し、この大綱では、「未来を培う『市民協働』とみんなの『想い』をつむぐ行財政運営」を基本理念とします。

Ⅲ 基本方針

方針1 市民ニーズに応える時代を捉えた行政運営

社会情勢が変化する中、市民ニーズも多様化しており、全国的に **Society5.0** に向けた取組や自治体 **DX** の推進が求められています。本市においても、この時代の潮流に合わせて、積極的に自治体 **DX** を推進し、事務作業の効率化や市民の利便性向上を図ります。

併せて、これまで同様断続的に事務事業の見直しを継続することにより、常に歳出削減と事務事業の効率化、市民サービスの向上を図ります。

方針2 人口減少を見据えた健全な行財政運営

人口推計によると、今後も人口減少及び少子高齢化は進行し、地域経済の縮小が本市の財政に与える影響は甚大になると予想されます。人口減少が進行する中においても持続可能な行財政運営を行うため、公共施設の適正配置や広域的な連携の検討など更なる行財政運営のスリム化（効率化）を目指します。

また、長期的な視点に立ち、計画的な財政運営に努めるとともに、公有財産の有

効活用や財源確保を強化することで、健全財政の維持を図ります。

方針3 「自助・共助・公助」を基調とした市民協働のまちづくり

多様化する地域課題や市民ニーズを解決するためには、行政だけで対応するのではなく、市民・地域・団体と行政が相互理解のもとでそれぞれの役割と責務を明らかにし、市民協働でまちづくりを進めていくことが必要となります。今後、真に互いがパートナーとして連携できるよう市民活動を支援するとともに、市民協働による事業を推進します。

また、市民協働のためには、市民ニーズの把握と情報周知が必要不可欠であり、さらなる情報発信の強化を図ります。

方針4 市民から信頼される組織運営と人材育成

これまでと同様、真に行政として対応しなければならない政策・課題等に対し、機敏に対応できる効率的な組織の編成を目指し、組織の横断的な連携強化による組織力の向上を図ります。また、働き方改革を進めることで、職員の働きやすい職場環境の充実に努めます。

さらに、職員一人ひとりが自らの役割と使命を十分認識し、市民に信頼されるよう意識改革を進めるとともに、自ら地域課題に対応できるような職員づくりを推進します。

IV 重点目標及び推進項目

方針1 市民ニーズに応える時代を捉えた行政運営

重点目標（1）自治体 DX を活用した行政運営の推進

自治体においては自らが担う行政サービスについて、デジタル技術やデータを活用することで、市民の利便性を向上させるとともに、デジタル技術や AI 等の活用により業務効率化を図ることで、人的資源を行政サービスの更なる向上に繋げていくことが求められています。そのため、本市の DX を推進する基本方針である「鉾田市 DX 推進計画」を策定し、取組を強化します。

地域 DX（※7）として、市民サービスにおける利便性を向上させるため、電子申請の拡充など手続きのオンライン化の推進を図るとともに、高齢者をはじめ情報弱者になりやすい方が取り残されないようデジタルデバインド（情報格差）（※8）対策に取り組み、誰もがデジタル化による利便性を享受できる社会を目指します。

また、行政 DX（※9）として、職員でなければできない業務に職員が特化するため、RPA（※10）や AI-OCR（※11）を活用していきます。さらに、従来の紙媒体での業務における非効率性や文書管理の課題を改善するため、ペーパーレス化をさらに推進するなど事務作業の効率化を図ります。

【推進項目】

- ① 地域 DX による市民サービスの向上
- ② 行政 DX による事務作業の効率化

重点目標（２）行政サービスの向上及び事務事業の効率化の推進

市役所内での各種手続きにおいて、市民の視点に立った利便性の高い行政サービスを提供するため、DX の活用だけでなく、事務マニュアルの充実や窓口のあり方の検討等、システムの改修によらない手続きの簡素化や効率的な事務処理をさらに推進し、窓口サービスにおける市民満足度の向上に努めます。

社会情勢が変化していく中で多様化する市民ニーズに対し、質の高い行政サービスの提供を維持していくため、引き続き事務事業評価による計画→実施→評価→見直しの PDCA サイクル（※12）に基づく効率的、効果的な事業の実施に努めるとともに、業務フローを見直し、業務改善を図るなど事務事業の見直しを行います。

【推進項目】

- ① 窓口サービスの充実
- ② 事務事業の断続的な見直し

方針 2 人口減少を見据えた健全な行財政運営

重点目標（１）行政運営のスリム化及び広域化の推進

経済成長期等に多く整備された公共施設等は一斉に更新時期を迎えつつあり、道路や橋梁、上下水道などの社会資本を含む公共施設の老朽化への対応と併せて、人口減少や少子化による公共施設の統廃合への対応が必要となります。公共施設の長寿命化及び適正配置については、「銚田市公共施設等個別施設計画」等に基づき、引き続き推進をしていきます。また、新庁舎・公共施設等整備において、市民の利便性や将来を見据えた施設機能の整備、最大限の公共施設の集約化・複合化に取り組みます。

さらに、今後、本市だけでは実施が困難な事業、または広域化によるスケールメリットが期待できる事業などについては、持続可能な行政サービスを提供するため、既存の広域連携に加えて、新たな広域的な連携を検討します。

【推進項目】

- ① 公共施設の適正配置の検討
- ② 広域的な連携の検討

重点目標（２）健全財政の維持

健全財政を維持していくため、健全化判断比率の財政指標をもとに計画的な財政運営を図るとともに、公会計制度改革（※13）に伴う財務関連情報や指標等を基に、中期的な財政見通しの下で行政評価、成果重視、施策の優先度などを予算編成に反

映し、限られた財源の中で多様化する市民ニーズに対応するため、質の高い市民本位の財政運営に努めます。

また、公共施設の統廃合が進められている中で、遊休施設の活用や売却・貸付など公有財産の有効活用を検討します。

さらに、より一層の自主財源の確保を図るため、収納率向上の取組やふるさと納税の強化などの既存事業における事務改善を行うとともに、クラウド・ファンディング（※14）などの新たな取組についても推進します。

【推進項目】

- ① 計画的な財政運営
- ② 公有財産の有効活用
- ③ 財源確保の強化

方針3 「自助・共助・公助」を基調とした市民協働のまちづくり

重点目標（1）市民協働のまちづくりの推進

行政改革を進める上で、市民の理解や協力は不可欠となります。今後の行財政運営のスリム化（効率化）を図る上でも「自助」、「共助」の強化は前提条件になることから、これまで以上の市民協働によるまちづくりの展開を図ります。

まちづくりのパートナーとして連携する上で、行政と市民等が相互理解のもと、信頼関係を醸成することと併せて、対等な立場で市民協働を推進するため、協働を担う団体や人材の育成など市民活動の支援を行い、団体の自助力向上を目指します。

また、それぞれが信頼関係の下に役割分担をしながら、「自助・共助・公助」の理念が共有できるよう意識啓発や協働事業の推進に努めるとともに、多様化・複雑化する地域課題の解決・解消のために、市民・地域・団体それぞれの特徴を活かした事業展開を推進します。

【推進項目】

- ① 市民活動の支援
- ② 市民及び各種団体と連携した事業展開

重点目標（2）市民協働のための情報発信の強化

市民ニーズを的確に把握し政策に反映するため、市民からの要望受入体制のあり方の検討や定期的な市民満足度調査の実施など、市民の声が届きやすい環境へ改善を図ります。

市民への情報発信方法については、市政情報を市民に分かりやすく、また、目に留まりやすくなるようホームページや市広報の充実を図ります。併せて、各種 SNS などを活かしたタイムリーな情報発信や民間の目的別ポータルサイトなどを活用し、発信形態の拡充を目指します。さらに、行政情報の適切な発信に努めるため、効果的な情報発信のあり方を検討します。

【推進項目】

- ① 市民ニーズ把握の向上
- ② 多様な媒体を活用した情報発信方法の充実

方針4 市民から信頼される組織運営と人材育成

重点目標（１）効率的な組織運営及び職場環境の充実

本格的な地方分権の進展や社会情勢の変化に的確に対応するため、効率的な行政組織運営が求められています。市民目線に立った政策展開ができる柔軟で効率的な組織・機構を構築していくため、適宜見直しや再編を図ります。

また、市民ニーズが多様化する中でサービスを効果的に提供できるよう、組織の継続的な発展維持に必要な人員の確保など、長期的な視点に立った定員適正化計画を策定し、適正な職員の定員管理に努めます。

さらに、フレックスタイム制（*15）の活用による多様な働き方の実現や、セルフ・ケアを含むメンタル・ヘルス・ケア（*16）対策にも重点をおきながら、ワーク・ライフ・バランス（*17）が整った働きやすい職場環境の充実を目指します。

【推進項目】

- ① 定員管理の適正化
- ② 働きやすい職場の整備

重点目標（２）職員能力及び資質の向上

様々な行政課題に対応していくためには、常に行政サービスの向上を意識し、業務の改善や合理化に取り組むことのできる職員の育成が必要となります。そのため、職員の能力向上を目的とした職員研修制度の充実を図るとともに、人事評価を活用したメリハリの利いた給与制度により、職員のやる気に応え、職務能力の向上及び職員の意識向上を目指します。

また、従来の年功序列型給与体系から職種・職責や勤務実績に応じた能力等級制度をベースとした給与体系への転換が求められていることから、部長や課長、係長など、役割に応じた習得すべき能力と資質を明確にするとともに、職員の自主的な能力開発を促すため、キャリア意識形成の機会を提供することで、長期的視点に立った人材マネジメントにより、職員の資質向上を図り、人材育成を促進させます。

【推進項目】

- ① 職員意識の向上
- ② 人材育成の促進

【用語説明】

* 1 地方分権

国全体の行政制度について、中央集権ではなく、地方がより多くの権限を有すること。一層の地方分権を推進するため、いわゆる「地方分権一括法」（平成 12 年 4 月施行）により、国・地方間の行政制度の見直しが図られた。また、「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（いわゆる「第 1 次～第 13 次一括法」。第 13 次は令和 5 年 6 月他施行）」では、「義務付け・枠付けの見直し」や「都道府県から指定都市への権限移譲」などが図られている。

* 2 健全化判断比率

財政運営の状況を客観的に表し、他団体との比較、財政健全化や再生の必要性を判断する 4 つの指標。

①実質赤字比率

自治体の財政規模に対する普通会計の赤字額の割合

②連結実質赤字比率

自治体の財政規模に対する普通会計及び国民健康保険などの特別会計や水道事業などの公営企業会計までを含めた赤字額の割合

③実質公債費比率

自治体の財政規模に対する実質的な元利償還金などの割合で、公債費等による財政負担の程度を示す指標として、一般会計等が負担する公債費及びこれに準ずる経費の額が標準財政規模を基準とした額に占める割合を表すもの

④将来負担比率

土地開発公社、市出資法人、第 3 セクターまでを含めた、自治体の財政規模に対する将来負担すべき負債の割合で、将来財政を圧迫する可能性の程度を示す指標として、公社や出資法人等に係るものを含め、一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の額が標準財政規模を基本とした額に占める割合を表すもの

* 3 Society 5.0

サイバー空間（仮想空間）とフィジカル空間（現実空間）を高度に融合させたシステムにより、経済発展と社会的課題の解決を両立する、人間中心の社会のこと。社会の変革（イノベーション）を通じて、これまでの閉塞感を打破し、希望の持てる社会、世代を超えて互いに尊重しあえる社会、一人一人が快適で活躍できる社会を目指すこと。

* 4 DX（デジタル・トランスフォーメーション）

最新のデジタル技術を駆使して、デジタル化社会に対応するための取組。国の「デジタル社会の実現に向けた改革の基本方針」（令和 2 年 12 月 25 日閣議決定）によると、国や地方公共団体においては、日本が抱えてきた多くの課題の解決及び今後の経済成長にも資するよう、単なる新技術の導入ではなく、制度や政策、組織の在り方等をそれに合わせて変革していくため

に社会経済活動全般のデジタル化を推進することを DX と定義している。

*** 5 SDGs（持続可能な開発目標）**

2015 年 9 月の国連サミットで加盟国の全会一致で採択された「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」に記載された、2030 年までに持続可能でよりよい世界を目指す国際目標。

*** 6 カーボンニュートラル**

温室効果ガスの排出量と吸収量を均衡させること。2020 年 10 月、政府は 2050 年までに温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする、カーボンニュートラルを目指すことを宣言した。

*** 7 地域DX**

市民の利便性の向上や地域課題の解消を目的とした取組。

*** 8 デジタルデバイド（情報格差）**

インターネットやパソコン等の情報通信技術を利用できる者と利用できない者との間に生じる格差。

*** 9 行政DX**

行政の業務効率化を図り行政資源の有効活用を目的とした取組。

*** 10 RPA（ロボティック・プロセス・オートメーション）**

普段人が行う定型的なパソコン操作をソフトウェアのロボットが代替して自動化するもの。

*** 11 OCR（オプティカル・キャラクター・リーダー）**

OCR とは、画像データのテキスト部分を認識し、文字データに変換する光学文字認識のこと。

*** 12 PDCAサイクル**

Plan（立案・計画）、Do（実施）、Check（検証・評価）、Action（改善・見直し）の頭文字を取ったもので、行政政策や企業の事業評価にあたって計画から見直しまでを一環して行い、更にそれを次の計画・事業に活かそうという考え方。

*** 13 公会計制度改革**

現金主義・単式簿記を特徴とする現在の地方自治体の会計制度に対して、発生主義・複式簿記などの企業会計手法を導入しようとする取組のことで、貸借対照表、行政コスト計算書、資金収支計算書、純資産変動計算書の 4 表を連結ベースで整備することが求められている。

*** 14 クラウド・ファンディング**

群衆（crowd）と資金調達（funding）を組み合わせた造語で、資金需要者がプロジェクトを公開して資金を募り、不特定多数の支援者（投資者）から資金を調達する仕組み。

***15 フレックスタイム制**

1日の労働時間の長さを固定的に定めず、一定の期間の総労働時間を定めておき、労働者はその総労働時間の範囲で各労働日の労働時間を自分で決め、その生活と業務との調和を図りながら、効率的に働くことができる制度。

***16 メンタル・ヘルス・ケア**

全ての働く人が健やかに、いきいきと働けるような気配りと援助をすること及びそのような活動が円滑に実践されるような仕組みを作り、実践すること。

***17 ワーク・ライフ・バランス**

誰もがやりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たす一方で、子育て・介護の時間や、家庭、地域、自己啓発等にかかる個人の時間を持ち、健康で豊かな生活ができるよう、仕事と生活の双方の調和を実現すること。